

## 条例委任する場合の基準設定の類型

|                   | 「参酌すべき基準」型  | 「標準」型   | 「従うべき基準」型   |
|-------------------|---|---|---|
| 法的効果              | ○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準<br>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない                           | ○「標準」とは、通常よるべき基準<br>○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない     | ○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準<br>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない                               |
| 異なるものを定めることの許容の程度 | 法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容   | 法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容 | 法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容                            |
| 備考                | 「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範）<br>⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法<br><br>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ | 「標準」と異なる内容について説明責任<br>⇒ 合理的な理由がない場合は違法<br><br>「準則」も同じ     | 「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任<br>⇒ 基準の範囲を超える場合は違法<br><br>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ |